



26川人委調第626号

平成27年2月25日

川崎市議会

議長 浅野文直様

川崎市人事委員会

委員長 重見憲



地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について

平成27年2月13日付け26川議議第901号により依頼のありましたことについて、次のとおり意見を申し述べます。

議案第6号 川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

この条例案は、本委員会が行った「職員の給与に関する報告及び勧告」の趣旨に沿い、職員の通勤手当の額の改定をする等所要の改正を行おうとするものであり、異議はありません。

議案第7号 川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

この条例案は、教員特殊業務手当の限度額を引き上げようとするものであり、異議はありません。

議案第 29 号 川崎市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例
の制定について

この条例案のうち、一般職の職員に関する部分は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 11 条第 5 項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めようとするものであり、異議はありません。

議案第 30 号 川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について

この条例案のうち、一般職の職員に関する部分は、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し必要な事項を定めようとするものであり、異議はありません。